

よくあるご質問

Q 誰に相談するのが良いでしょうか？ 専門家を紹介してもらえますか？

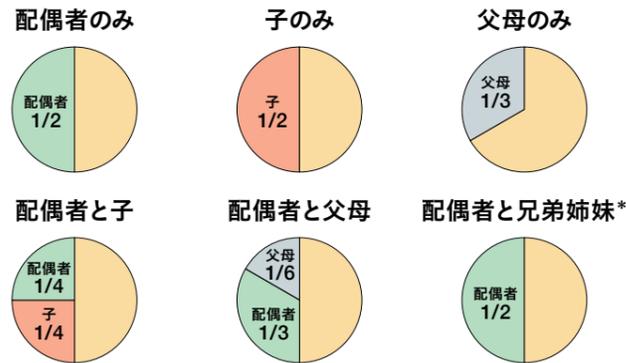
A 遺言書の書き方、手続きなどには法的な決まりが存在します。そのため、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家への相談をお勧めしております。日本フィルハーモニー交響楽団からのご紹介も可能ですのでご相談ください。

Q いくらから遺贈寄付を受け付けていますか？

A 遺贈は大きな金額でないといけない、というイメージを持たれることが多くありますが、金額の多寡は関係ありません。財産の一部を遺贈することも可能です(例:金額を〇万円に指定する、現金のうち何割かを遺贈する、など)。

Q 遺留分とはなんですか？

遺留分割合の具体例



A 「遺留分」とは、法定相続人(兄弟姉妹以外)に最低限保障された遺産の取り分です。遺留分を侵害すると相続人より「遺留分侵害額請求」が発生する可能性があります。遺贈寄付をスムーズに行うには遺留分を侵害しない財産配分が大切です。

Q 不動産など金銭以外で遺贈できますか？

A 不動産や株式などの有価証券につきましては、ご指定の遺言執行者に換価・換金してもらう旨を予め遺言書で定めていただき、できるだけ金銭による遺贈をお願いしております。事情により金銭以外での遺贈をご希望される場合は、事前に日本フィルハーモニー交響楽団へご相談ください。

Q 遺言書の書き直しはできますか？

A 遺言書の方式を問わず、撤回や書き直しは自由です。公正証書で作成した遺言を自筆証書遺言で撤回することもできますし、その逆も可能です。法律では、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。」と規定されており、後の日付のものが有効となります。自筆証書遺言書保管制度を利用した場合や公正証書で作成した場合は、念の為手続きについて専門家や公証役場に確認することをおすすめします。

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団

お問い合わせ窓口

代表 Tel. **03-5378-6311** ※「遺贈担当」までお申し付けください。
受付時間 平日10:00～17:00

遺贈以外のご寄付は随時受け付けております

日本フィルハーモニー交響楽団では、生前のご寄付もお待ちしております。
手軽なご寄付方法が多数ございますので、詳しくは右の二次元コードからご覧ください。



遺贈寄付のご案内

～日本フィルの音楽とともに未来へ～



人、音楽、自然——日本フィルのテーマです。



日本フィルハーモニー交響楽団



音楽の力で人と人のあいだに虹をかける

日本フィルハーモニー交響楽団の歩み

1956年

株式会社文化放送の専属交響楽団として創立
常任指揮者に渡邊暁雄就任



1965年

日本武道館で初のクラシック公演
(指揮:レオポルト・ストコフスキー)



1973年

第1回
横浜定期演奏会

1975年

第1回「九州公演」
渡邊暁雄指揮で6公演



1995年

阪神・淡路大震災発生被災地に
カルテットなどを派遣



2006年

創立50周年を迎える

2011年

東日本大震災発生当日、翌日に東京定期演奏会を実施
(指揮:アレクサンドル・ラザレフ)
「被災地に音楽を」の活動を開始



2019年

第6回ヨーロッパ公演初となるフィンランドは外交関係樹立100年記念公演、ドイツ、オーストリア、イギリス4か国10公演
(指揮:ピエタリ・インキネン)



2022年

「被災地に音楽を」の活動が評価され、第16回後藤新平賞受賞

2024年

第50回「九州公演」
第400回横浜定期演奏会

2025年

「被災地に音楽を」の活動が360回を超える



1950- 1960-

1970-

1980- 1990-

2000- 2010-

2020-

1957年

第1回定期演奏会
(日比谷公会堂)



1964年

第1回北米公演
31都市で34公演
『ニューヨーク・タイムズ』が「世界に通じる専門家のグループ」と絶賛
(指揮:渡邊暁雄、小澤征爾、他)



1975年

第1回「夏休みコンサート」



1972年

財団を解散し、
自主運営へ移行

1985年

創立30周年記念
第1回ヨーロッパ公演
9か国27都市で30公演
(指揮:渡邊暁雄、小林研一郎)

1984年

裁判で和解成立
12年に及んだ「日フィル争議」終結

1998年

第500回東京定期演奏会
小林研一郎指揮で
マーラーの交響曲第8番《千人の交響曲》



2013年

国の「公益法人制度改革」に基づき、公益財団法人へ移行

2018年

落合陽一×日本フィル「耳で聴かない音楽会」®
カンヌライオンズブロンズ賞、
広告電通賞ほかを受賞



2024年

第50回「夏休みコンサート」

2020年

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言
オーケストラ公演は全72公演が中止に

2025年

第770回
東京定期演奏会
(指揮:カーチン・ウォン)



理事長
石塚邦雄

皆様の尊い遺志は日本フィルから未来へとつながります。

日本フィルは、芸術性と社会性をかねそなえたオーケストラとして、あらゆる人々へ、世代や地域を超えて音楽の持つ多彩な力で社会に貢献しております。

私たちが今も活動が続けられるのは、ひとえに応援して下さる皆様の存在あってこそです。その実感はこれまでの歴史の中で団員一人ひとりの骨身に染みしています。音楽を愛する皆様と「ともにある」オーケストラとして——いただいたご寄付は、日本フィルの未来への飛躍の翼として大切に活用してまいります。



ヴァイオリン
竹歳夏鈴

お客様と私たち演奏者は、20人が集う部屋、あるいは2000人のコンサートホールで、生の演奏を共有する。たった一度しかないこの演奏空間を作り出すのが私たちの仕事です。家にいながらあらゆるエンターテインメントを体感できる今の時代に、お客様と私たちとが一体となって作り上げるあたたかい空間を、これからも守っていきたくと思っています。



ヴァイオリン
谷崎大起

オーケストラの演奏には、たくさんの“工夫”が詰まっています。作曲家の意図をどうすればより効果的に伝えられるか。音をどのように重ねれば、最も美しく響くか。そんな工夫を積み重ねながら、私たちは作曲家が残した偉大な音楽をお客様へ誠心誠意届けています。そしてその思いが心に響いたとき、「ブラボー！」の声が飛んで来るのでしょうか。これからも音楽に真っ直ぐ向き合いながら、歩んでまいります。

日本フィルの取り組み

芸術性を追求し、さらに「私たちを求めてくださる全ての人に音楽を届ける」ことを使命にその時代や社会からの要請にも応えた多彩な音楽活動を行っています。

被災地に音楽を

被災地の移り変わりに寄り添い、
現地で必要とされる形を
模索しながら音楽を届け続けています。

室内楽での演奏活動

東北の夢プロジェクト

未来へ音楽をつなぐ

オーケストラの感動を
世代をこえて、
親から子へ、子から孫へ。

夏休みコンサート

春休みオーケストラ探検

芸術性の 飽くなき追求



音楽を通じた地域活動

地域の文化発展や
コミュニティ作りを目指す、
市民とオーケストラの共同プロジェクト。

九州公演

あらゆる人へ豊かさを

コンサートホールにとどまらず、
音楽が必要とされている
全ての場所で心の交流を行っています。

学校訪問

病院・介護施設訪問

がん患者さんが歌う第九

ひとり親家庭のご招待

皆様からのご支援が必要な理由



日本フィルのように、大きなスポンサーをもたず自主運営をしているオーケストラが活動を続けていくためには、常に財政的な課題があり皆様からのご支援が欠かせません。その理由は、大きく分けて3つあります。

■演奏活動には多くの費用がかかります

会場の使用料、楽器の維持や運搬、楽譜の準備、演奏家への報酬など、質の高い音楽をお届けするには、様々な費用がかかります。私たちは、演奏料収入や入場料収入に加え、助成金や寄付をいただくことで、成り立っています。

■あらゆる人々に音楽を届けるために

一人でも多くの方に生のオーケストラ演奏を体験していただくため、私たちはチケット料金の値上げを最小限にとどめ、ヤングシート(Ys席25歳以下)やグランドシート(Gs席70歳以上)、また、ハンディキャップのある方へのHs席など、できるだけ手取りやすい価格でご案内しています。音楽の感動を、年齢や立場を問わず幅広い方々へ届けたい、それが私たちの願いです。

■私たちの使命と社会貢献活動

私たちは、年間約150回のオーケストラ公演を行い多くの皆様へ音楽をお届けしています。さらに、被災地訪問や地域の子どもたちへの音楽教育、福祉施設での訪問演奏や室内楽公演、音楽ワークショップなど年間約200回の音楽を通じた社会貢献活動に力を入れています。

皆様からのお志は、オーケストラの活動を支えるだけでなく、音楽を通じて人と人、心と心がつながる場を広げていく、大切な原動力となります。

音楽から生まれるかけがえのないよこびを、これからの世代へと繋いでいくために、どうか、皆様のお志を私たちに託していただけませんか。

オーケストラは多くの出演者や設備が必要です。

[支出]

- ・演奏活動
- ・社会貢献活動

遺贈をはじめとするご寄付

[収入]

- ・演奏料
- ・入場料
- ・助成金

本格的な音楽ホールでのオーケストラ公演をはじめとする活動は、演奏料・入場料収入だけでは成立させることが難しく、皆様からのご寄付が大きな支えになっています。

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団への遺贈寄付について

遺言により財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本フィルハーモニー交響楽団を指定していただくことで、私たちのオーケストラ活動を通じて社会に役立てることができます。

遺贈寄付の流れ

- 事前のご相談**
 遺贈寄付をご検討いただくうえで、わからないことや相談したいことがありましたら、下記のお問合せ窓口までお気軽にご連絡ください。
- 遺言内容の決定
遺言執行者の決定**
 遺言の内容と遺言先となる受遺者をご決定ください。また、遺言者の代わりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をご決定ください。
- 遺言書の作成**
 「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書を作成ください。公証役場で、遺言者が口述のもと公証人が作成する公正証書遺言の作成をお勧めいたします。
- 遺言書の保管**
 公正証書遺言は公証役場で保管されます。自筆証書遺言を作成された場合は、法務局での保管をお勧めします。いずれの場合も、遺言書の保管場所をご家族や遺言執行者などへ伝えておきましょう。
- ご逝去/遺言執行者への連絡**
 遺言執行者はご逝去の知らせを受けて、遺言の執行を開始します。あらかじめ信頼できる方に、遺言執行者への連絡をお願いしておきましょう。
- 遺言書の開示と執行**
 遺言執行者が相続人や受遺者に遺言書を開示し、遺言執行の手続きを進めます。当法人に遺贈いただいた場合、入金確認後、領収書と相続財産受領証明書をお送りします。いただいたご寄付は、遺言者のご意志に沿って、大切に活用いたします。

▶ まずはお気軽にご相談・お問い合わせください

代表 **Tel. 03-5378-6311**

受付時間
平日10:00～17:00



遺贈の方法と遺言書の種類

公正証書遺言の作成をお勧めします

遺言書には主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。自筆証書遺言はお一人で作成可能ですが、形式不備により無効になることや、ご自身のお気持ちが十分に反映されないリスクがあることなどから、公正証書遺言での作成をお勧めしております。

遺言書の作成例

日本フィルハーモニー交響楽団では公正証書遺言の作成をお勧めしておりますが、自筆証書遺言を作成される場合の遺言書例も以下にご用意いたしました。自筆証書遺言の作成は記載のルールなどが厳格に定められており、逸脱すると無効となってしまうため、あらかじめ専門家に相談することをお勧めします。

< 配偶者と実子に加えて日本フィルハーモニー交響楽団へ財産をお譲りいただく場合の例 >

遺言書

2 日本フィルハーモニー交響楽団では、特定遺贈(財産を特定する形で記載)をお願いしております。包括遺贈(一切の財産、または○分の1などの割合で記載)をご希望の場合は、ご相談ください。

4 遺言執行報酬は、遺言執行者と合意した金額や料率を記載します。

5 遺言書を書いた日付と氏名を記載してください。押印は実印である必要はありませんが、スタンプ印は避けましょう。

遺言者 ●●●●は、次のとおり遺言する。

第1条
私は、私が有する全財産を後記遺言執行者に託し、換価換金処分し、同金額から私の債務、本遺言の執行にかかる費用、遺言執行者の報酬その他一切の費用を控除した残余から金500万円を公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団(所在:東京都杉並区梅里1丁目6番1号)に贈与し、その余の財産を配偶者●●●●及び遺言者の子●●●●(平成 年 月 日生)にそれぞれ2分の1ずつの割合で相続させる。

第2条
私は、本遺言の財産に関する遺言執行者として、●●●●を指定する。

第3条
遺言執行者に対する報酬は、遺言執行対象財産の相続税評価額に●%を乗じた額とする。

(日付) ●●●●年●●月●●日
(氏名) ●●●●印

1 換価型遺言(清算型遺贈)の文例です。財産種類ごとに遺贈先を指定する書き方もあります。

3 信頼できる弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などを遺言執行者にご指定ください。

全文、日付および氏名の自書と捺印が自筆証書遺言の要件です。